

令和8年度鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援） 募集要項（3次募集）

1 趣旨

県産本格焼酎産業は、人口減少やライフスタイルの変化、嗜好の多様化等により出荷量が減少傾向にあり、また、従業員一人当たりの出荷額・付加価値額は、他の産地より低い状況にあることから、本格焼酎の高付加価値化を図る必要があります。

そのため、県内本格焼酎製造事業者（以下「事業者」という。）または、事業者グループが、多様な消費者ニーズを踏まえた高付加価値酒の開発や、同酒の販路開拓等に向けた事業を支援します。

2 補助対象となる事業

以下に掲げる事業が補助対象です。

（1）高付加価値酒の開発

多様な消費者ニーズを的確に捉え、原材料や熟成などの技術を生かすなどして新たに開発、又は既存銘柄の名称を変更しリブランディングする商品のうち、レギュラー酒との差別化を図った付加価値の高い本格焼酎の開発。

（2）（1）の販路開拓等（情報発信を含む）

補助対象事業者の顧客（飲食店や酒販店）等へのPRをはじめ、国内外のコンクールや展示会等への出展、クラウドファンディング、インターネット販売、専門雑誌や各種メディア等での情報発信など国内外への販路開拓等につながる取組。

（対象事業の例）

- ・希望小売価格が1,500円～3,000円以上の商品開発
- ・新たな原材料や蒸留技術等を使用して製造した新商品の開発
- ・長期熟成した原酒を新たに商品化
- ・既存商品をブラッシュアップし、ボトルデザインや名称を変更して、新商品としてリブランディング など

3 補助対象事業者

本事業の補助対象事業者は、①酒税法第3条第5号に規定する酒類等の製造免許を有し、鹿児島県内に本店若しくは主たる事務所を有する県内本格焼酎製造事業者（以下、「事業者」という）及び②事業者グループの代表事業者（※1）が申請することができます。

なお、グループを構成する参画事業者（※2）は、補助対象事業の効果的な実施を促進するため、上記事業者に加え、コンサルタント業者、広告代理店、研究機関、金融機関など多様な主体が加わることが可能です。

また、補助対象事業者は県税を滞納していないことが必要です。

※1 代表事業者は、原則、鹿児島県内に本社又は本事業の活動拠点を有している必要があります。ただし、代表事業者が鹿児島県内に本社又は本事業の活動拠点を有していない場合であっても、補助対象事業を円滑かつ効果的に遂行できるものとして知事が認める場合もあります。

※2 参画事業者が行う事業についても代表事業者が行う事業として補助対象とすることができます。ただし、補助金を受ける者は代表事業者であるため、代表事業者が支出する経費（参画事業者への支出を含む。）についてのみ補助金の対象となります。

4 補助額及び補助率

- (1) 補助額 500 万円以内
- (2) 補助率 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（千円未満の端数は切り捨て）

5 採択予定件数

2 事業程度（ただし、予算の範囲内とします）

6 事業の実施期間

補助事業の実施期間は、交付決定日から最長で令和 9 年 2 月 26 日（金）までとします。その期間に事業を開始し、補助対象事業者が自ら支払いまで完了した分のみが対象です。

なお、交付決定日以前に発生した経費は、原則、補助対象にはなりません。

7 補助対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる以下に掲げる経費が補助対象になります。
＜補助対象経費＞

区 分	補助対象経費	内 容
共通経費	会議費	企画運営会議に係る経費
高付加価値酒 の開発	コンサル費	開発に要する各種（酒質やボトルデザインの専門家、トップバーテンダーやソムリエ等による）コンサルタントに要する経費
	旅 費	開発に直接必要な他の酒類（日本酒やウイスキー等）の先行事例等の視察や勉強会、商品づくりに必要な事業者等（外部専門家等含む）の旅費交通費、宿泊費。ただし、グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金は補助対象外。
	通信運搬費	開発に必要な資材・試作品等輸送費等
	使用料・賃借料	開発に必要な機器、設備、備品等の使用料等
	原材料費	試作品製造に必要な原材料・副資材等の経費。 ※1 副資材とは、試作開発に必要な備品や消耗品費等を指す。 ※2 購入する原材料は必要最小限とし、補助事業期間中に使い切ることを原則とする。補助事業完了時点での未使用残存品に相当する経費は、補助対象とならない。
	委託費	試作品製造（事業者等が製造する部分を除く）、ボトル制作、ラベル・パッケージ開発等商品開発に必要な委託費
	手数料	特許出願、商標登録出願等知的財産に必要な申請手数料等
	その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める経費
販路開拓等	コンサル費	販路開拓等に要する各種（マーケティングの専門家、トップバーテンダーやソムリエ等による）コンサルタントに要する経費

	旅 費	販路開拓等に直接必要な事業者等（外部専門家等含む）の旅費交通費、宿泊費。ただし、グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金は補助対象外。
	通信運搬費	販路開拓等に必要な新商品等輸送費等
	使用料・賃借料	販路開拓等に必要な会場、資機材等の使用料等
	広告費	各種メディア掲載料、広告宣伝費等
	委託費	飲食店や酒飯店を対象とした商品プロモーションイベントの開催費、対象商品の映像・営業ツール製作、WEBサイト掲載、パンフレット等各種媒体製作等販路開拓等に必要な委託費
	販売促進活動費	国内外のコンクール・物産展・展示会等出展経費、クラウドファンディング出展経費、ECサイト掲載経費 等 ※出展等に伴う通訳料・翻訳料、保険料、倉庫保管料等も対象
	その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める経費

[注意]

- (1) 本事業の仕入れに係る消費税及び地方消費税は、関係法令に基づき、補助事業者へ還付されるため、当該税額は補助対象経費から除きます。補助対象事業費の算定において、当該税額を減額して申請してください。
- (2) 補助対象経費は、原則、交付決定日以降に着手されたものに限りです。ただし、補助事業者による所定の手続きを経た上で、知事が事前着手をやむを得ないと認める場合もあります。
- (3) 本事業以外に補助金等の交付を受けている場合は、その補助対象となった経費を控除した額が本事業の対象経費となります。
- (4) 領収書、明細書等が明らかでないものは、補助対象経費として認められません。

<補助対象とならない経費>

- (1) 事業者グループの構成員同士による本事業対象商品の取引（購入費、設置費等）に要する経費
- (2) 交付申請時に補助対象経費として申請していない経費
- (3) 不動産の購入又は賃借料に係る経費、事務機器や什器等の財産形成につながる経費
- (4) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (5) 水道光熱水費
- (6) 交際費、飲食に係る経費
- (7) 人件費
- (8) 他の用途の経費と区分ができない経費
- (9) 事業の実施期間内に支出が完了しない経費
- (10) 上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

8 応募期間と応募方法

(1) 応募期間

令和8年7月7日（火）～7月31日（金）17時必着

(2) 応募方法

申請書類を郵送（持参も可）又は電子メールで提出してください。

(3) 応募書類

① 承認申請書（別記第1号様式）

② 事業計画書（別記第2号様式）

③ 収支予算書（別記第3号様式）

④ 添付書類

ア 自社（複数の場合は参画事業者全て）の概要が分かるパンフレット等資料

イ 自社又は代表事業者の直近2カ年の収支の状況が分かる資料（事業決算報告書等）

ウ 自社又は代表事業者に県税の未納がないことを証明する書類

※下記のホームページから様式をダウンロードできます。

ホーム > 産業・労働 > 観光・特産品 > 特産品の開発・販売促進 >

特産品販路拡大等 > 本格焼酎の高付加価値化に取り組む県内本格焼酎製造事業者等の募集について

9 審査・選考方法

補助金の交付対象者は、下記10の審査基準に基づき、実施事業ごとに商工労働水産部販路拡大・輸出促進課において審査し、予算の範囲内で選考します。

10 審査基準

(1) 事業の実施体制

- ・ 実施計画に基づく事業に円滑かつ効果的に取り組める体制が整っているか。

(2) 事業の実現可能性

- ・ 事業の実施計画が本事業の趣旨に合致し、妥当かつ実現可能なものであるか。また、事業を通じて、本格焼酎産業の持続的な発展が期待できるか。

(3) 商品の優位性・実現性

- ・ 多様な消費者ニーズを的確に捉え、原料や熟成などの技術を生かすなどした高付加価値酒の開発であるか。
- ・ 本格焼酎の高付加価値化、差別化による商品の優位性や、持続的な製造の実現性が期待できるか。

(4) 販売戦略の妥当性

- ・ 顧客ターゲットや対象商品の販売戦略が明確かつ妥当であり、販路開拓・拡大が期待できるか。

(5) 商流の継続性

- ・ 対象商品の販売は一過性に終わらず、流通可能な販売予定価格と定量的（販売数量、販売額等）な販売目標が設定され、継続的な商業流通が期待できるか。

(6) 本格焼酎産業への寄与

- ・ 事業の遂行により、本格焼酎の高付加価値化や販売力の強化につながり、事業者等の収益性や生産意欲の向上に寄与するものか。

(7) 事業費の妥当性

- ・ 事業の実現性を踏まえて、事業費の積算は妥当であるか。

※ 基本的には提出種類により審査しますが、必要に応じてヒアリングを実施したり、補足資料の提出を求める場合があります。

※ 審査上の考慮点

- ・ 以下に該当する企業は審査で考慮します。

○ 「パートナーシップ構築宣言」の登録企業

<https://www.pref.kagoshima.jp/af21/kakakutennka.html>

11 選考結果と補助金の交付

(1) 選考結果は、すべての応募者に文書でお知らせいたします。

(2) 補助金の交付申請

選考の結果、補助対象となった応募者は、別に定める「鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）に基づき、「補助金交付申請書（第1号様式）」を提出していただきます。

(3) 補助金の交付

原則として精算払（実績報告の内容により交付額を確定）としますが、事業に着手する上で必要な場合は、申請に基づき補助金の一部につき概算払を受けることができます。

なお、補助金の支払いは、申請事業者からの請求に基づき、申請事業者の指定する口座に振り込みます。

また、概算払をした場合において、実績報告により領収書等により支払い等を確認できなかった場合や、補助対象経費が減少したときは、交付した補助金の一部を返還していただくことがあります。

① 精算払

事業完了後に実績報告の内容により精算する方法

② 概算払

事業完了前に概算払（8割以内）でお支払いし、事業完了後、実績報告を受けて残余分を精算する方法

12 実績報告について

(1) 提出書類

対象となる事業が完了したら、以下に掲げる書類を速やかに提出してください。

① 実績報告書（第10号様式）

② 事業実績書（第2号様式）

③ 収支決算書（第3号様式）

④ 対象経費の支出を証明する帳簿等（領収書、納品書、請求書、発注書、見積書等）の写し

⑤ 事業の成果及び取組過程に関する写真、パンフレット等の資料

⑥ その他知事が必要と認める資料

(2) 提出期限

提出期限は、補助事業が完了した日から30日以内又は令和9年2月26日（金）までのいずれか早い日までとします。

13 その他留意事項

(1) 情報の公開

採択された補助事業の内容については、事業者や参画事業者の事業活動に支障のない範囲において、県ホームページ等で公開しますので、あらかじめご了承ください。

(2) 事業完了後の報告義務

本事業による成果や効果を把握するため、本事業完了後3年間は県に報告していただきます。

(3) 他の補助金等との関係

本事業の実施に際し、他の助成制度（補助金、委託費）等を活用して財政的な支援を受ける場合は、当該他の助成対象事業費を本事業の補助対象経費から除外した場合に限り、補助金を交付することができます。その場合、実績報告において、収支状況を明らかにした上で、二重交付に該当する場合は、交付金額の全額又は一部を取り消す場合があります。

14 スケジュール

募集期間	7月7日（火）～7月31日（金）
選定委員会	8月上旬
内示	8月上旬
交付申請・決定	8月中旬
事業実施	交付決定～2月末 ※内示後は事前着手可

15 問い合わせ及び提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1（県庁行政庁舎10階）
鹿児島県 商工労働水産部 販路拡大・輸出促進課 特産振興係
TEL：099-286-3050 FAX：099-286-5581
MAIL：tokusan@pref.kagoshima.lg.jp